

特に女性や  
若者の

## 地域での起業や後継者の新分野への 挑戦を応援します ～ 創業補助金のご案内 ～

### 対象事業者 業種の制限がない

#### 1 以下の事業を新たに起業される方

- ①地域の新たな需要の掘り起こしや雇用を支える事業  
－ [地域需要創造型起業・創業]
- ②海外市場の獲得を念頭とした事業を国内で起業  
－ [海外需要獲得型起業・創業]

#### 2 事業承継に伴って、業態転換や新事業・新分野に進出する中 小企業・小規模事業者 － [第二創業]

※中小企業・小規模事業者の皆様向けに国が認定する専門家などの助言機関（認定支援機関）を伴走者として、事業と一緒に取り組まれることが必要です。

### 補助対象経費

事業採択後に改めて  
具体的な補助対象を  
確認します

- 1 創業事業費  
人件費、起業・創業申請経費、店舗等借入費、設備費、謝金、旅費 等
- 2 販路開拓費  
マーケティング調査費、広報費、謝金、旅費 等

### 補助額

	補助率	補助上限額
[地域需要創造型起業・創業]	2 / 3	200万円
[海外需要獲得型起業・創業]	2 / 3	700万円
[第二創業]	2 / 3	500万円

※補助の下限額はいずれも100万円です。

## 第2回募集

募集要項は第2回用のものをご覧ください。

受付開始 平成25年5月22日（水）

第一次締め切り 平成25年6月7日（金）

第二次締め切り 平成25年6月28日（金）

※「海外需要獲得型起業・創業」については、第一次締め切りを設けません。

本制度は200億円の予算により複数回の募集が予定されております。

### [ここがポイント]

- ・ 創業補助金では、申請に際して、認定支援機関（経営革新等支援機関）の支援確認を条件に加えることにより、申請者が相談先との接触を図る切っ掛けになることを期待しています。
- ・ これにより、それまで一人であるいは、身近な仲間だけで検討されていた事業計画に対し、専門家の目で、第三者視点によるチェック機能が入ることを期待すると共に、認定支援機関が創業後の伴走者として機能することを期待するスキームになっています。
- ・ 資金計画についても、申請時に、認定支援機関の支援と併せて金融機関への相談状況を確認することにより、創業後の資金繰り、資金調達に必要な窓口との切っ掛けづくりを後押ししています。
- ・ 「認定支援機関」とは、地域の金融機関（銀行・信用金庫）各支店や公的な支援機関のほか、税理士、弁護士、中小企業診断士などで、国の認定を受けた機関です。お付き合いのある身近な機関に確認してみてください。

### 応募・問い合わせ先

[京都府事務局] 公益財団法人 京都産業21 中小企業事業継続支援センター  
〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 電話 075-315-8897